

医療的ケア児者に対する支援の充実

【障害児向けサービス】 ➤ 児童発達支援 ➤ 放課後等デイサービス ➤ 福祉型障害児入所施設 ➤ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】 	➤ 看護職員加配加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。 ➤ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。 ➤ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。 ➤ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
【夜間対応・レスパイト等】 ➤ 短期入所 	➤ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。
【障害者向けサービス】 ➤ 生活介護 	➤ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。
【支援の総合調整】 ➤ 計画相談支援 ➤ 障害児相談支援 	➤ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。 ➤ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されてはいない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

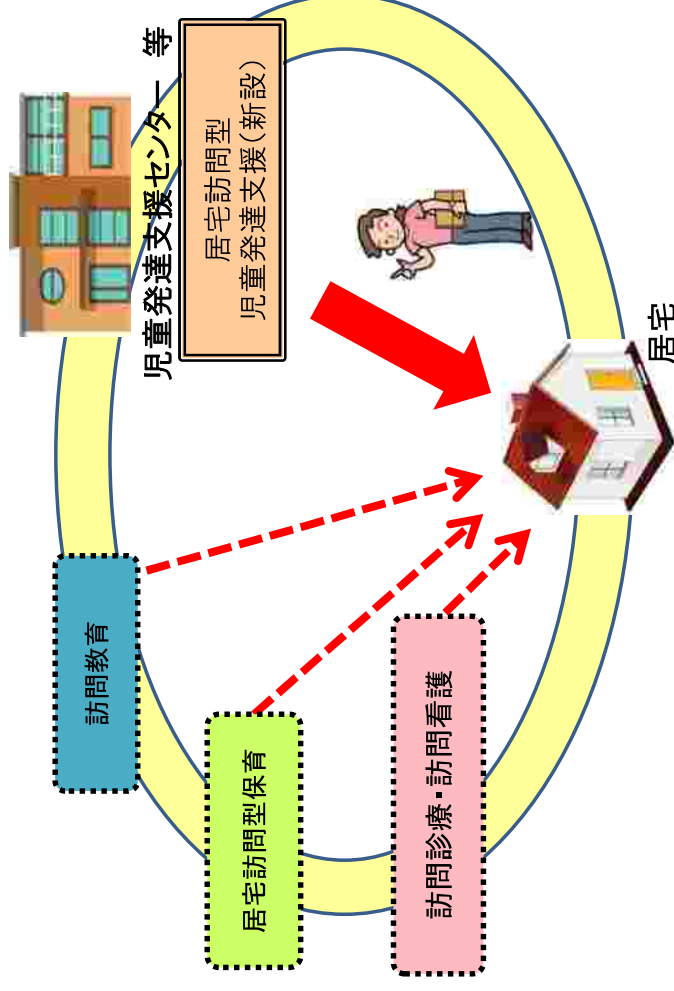
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施
- 【具体的な支援内容の例】
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
 - ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を勘案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

【現行の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）



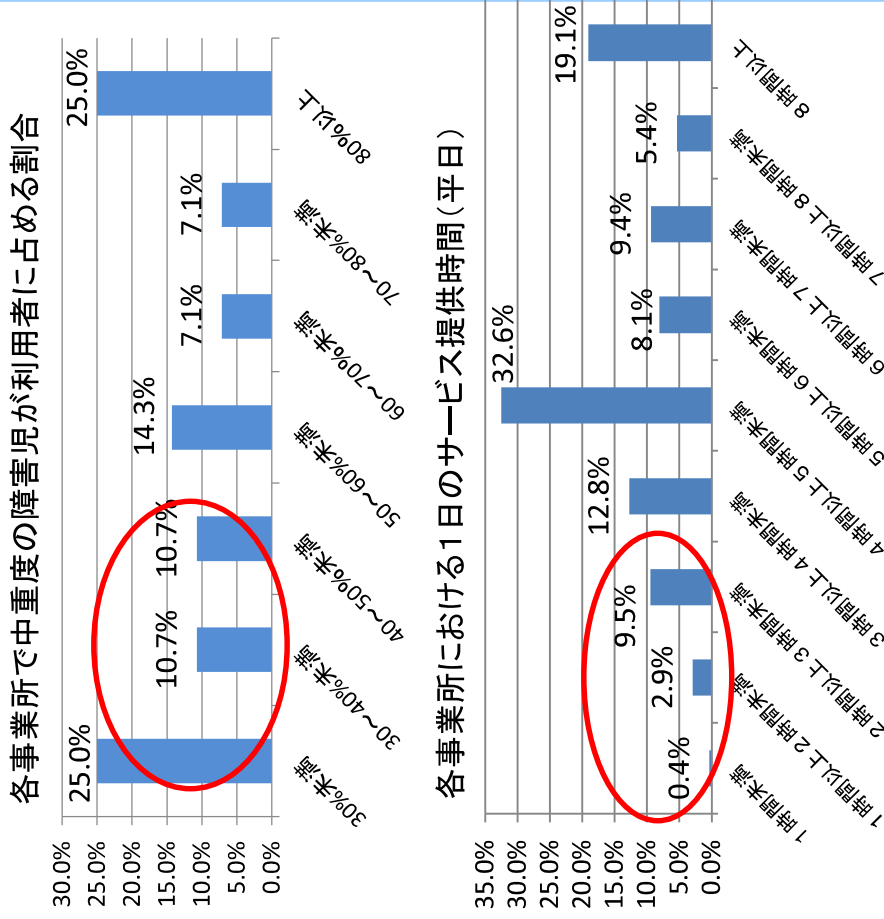
【見直し後の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
 - ・利用定員が10人以下の場合

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に組み込み

	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
短時間	645単位	596単位

	指標該当	それ以外
区分	787単位	726単位



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。

155単位/日×2名分
1年に1回 → 1月に1回
500単位/回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

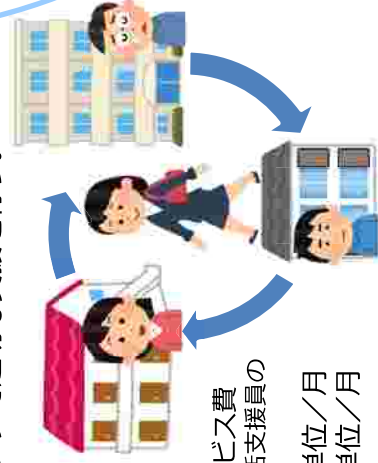


精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の人数で除いた数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

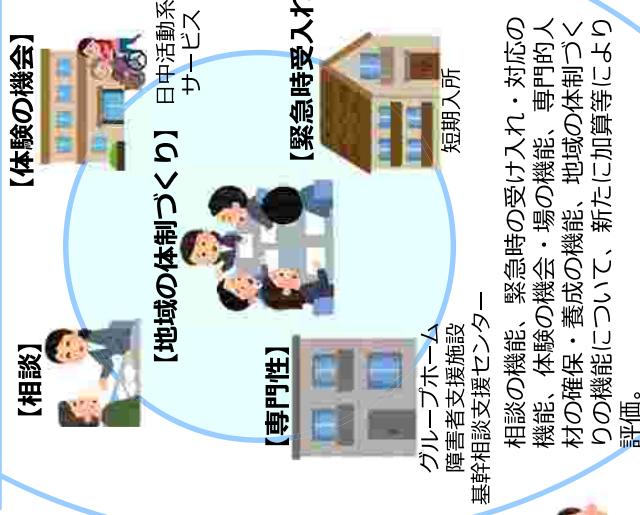
精神科病院等からの地域移行を促進するため、地域移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

地域生活支援拠点等【再掲】

による地域全体で支える
提供体制の構築



医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上 7時間未満	603単位
	5時間以上 6時間未満	594単位
	4時間以上 5時間未満	586単位
	3時間以上 4時間未満	498単位
	2時間以上 3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 + 14.8%
(平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上 5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要することから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7. 5 : 1 定員20人以下>

改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上 4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上 3万円未満	609単位
	2万円以上 2.5万円未満	597単位
	1万円以上 2万円未満	586単位
	5千円以上 1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 + 12.8%
(平成28年度決算)
- | | 平均工賃月額 |
|-----|---------|
| 全体 | 15,033円 |
| 中央値 | 12,238円 |

「就労定着支援」の報酬の設定

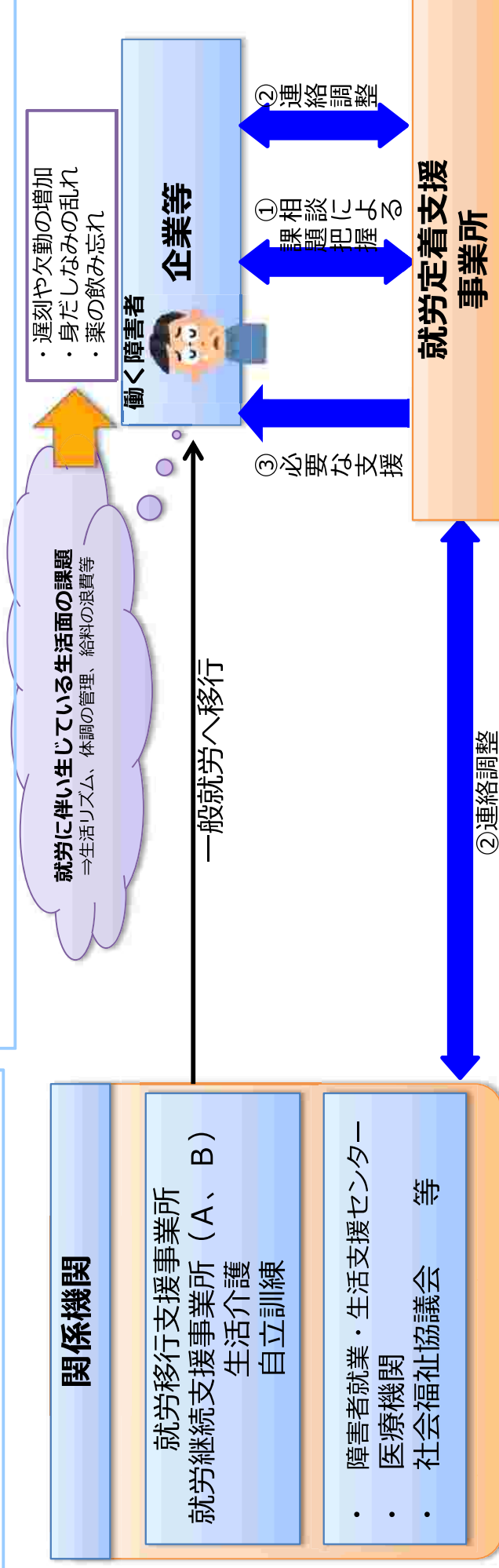
- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりに行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

对象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者

内容支援

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
- ※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。



基本報酬

- 就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービスマン 3,200単位／月（就労定着率9割以上）※
- ※ 利用開始後１年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

①モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

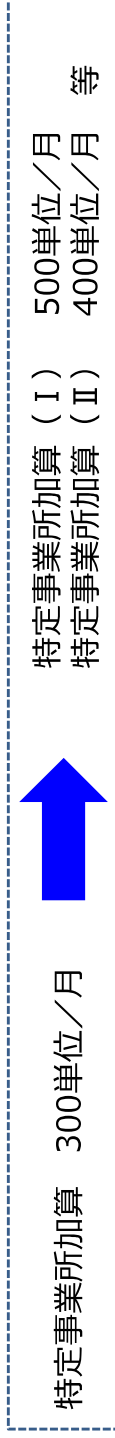
- 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

②相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。



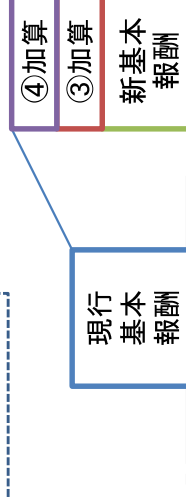
④高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

-
- 初回加算 300単位／月
入院情報連携加算 (I) 200単位／月 等

⑤計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	(改定後)
送迎加算 (Ⅰ)	27単位/回	21単位/回
送迎加算 (Ⅱ)	13単位/回	10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 : ▲24.4% (月額民間調査))。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なることを踏まえ、引き上げる。

(現行)	(改定後)
14単位/回	28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1 / 3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。